

## 鳥取県蜜蜂飼育者の個人情報の取扱いに関する要領

平成28年1月12日付第201500140981号  
一部改正平成29年1月1日付第201600133262号  
鳥取県農林水産部長通知

### (目的)

第1 この要領は、鳥取県内で飼育する蜜蜂への農薬による危害を未然に防ぐため、農業協同組合及び農業協同組合が委託する農薬散布業者等（以下「農薬使用者等」という。）に提供する、蜜蜂飼育者の個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについて必要な事項を定めることにより、個人情報を適切に保護することを目的とする。

### (個人情報の範囲)

第2 この要領における個人情報とは、養蜂振興法に基づく蜜蜂飼育届又は転飼養蜂申請書に記載されている蜜蜂飼育者の氏名、住所、電話番号、飼育場所、飼育期間及び蜂群数とする。

### (個人情報提供の目的)

第3 県は、農薬使用者等に対し、蜜蜂飼育場所近辺での農薬散布による蜜蜂被害を軽減させるために必要と認める場合は、個人情報を提供するものとする。

### (個人情報提供の同意)

第4 県は、個人情報を提供するにあたっては、あらかじめ蜜蜂飼育者から同意を得ることとする。蜜蜂飼育者は、個人情報の提供について同意する場合、鳥取県養蜂振興法施行細則第2条の規定による蜜蜂飼育届又は第3条の規定による蜜蜂転飼許可申請書に同意する旨を記載するものとする。

### (個人情報の提供の依頼)

第5 個人情報の提供を希望する者は、様式第1号による依頼書に必要事項を記入し、総合事務所長（日野郡の区域にあっては、西部総合事務所日野振興センター所長。以下同じ。）又は農林事務所長（八頭郡の区域にあっては、東部農林事務所八頭事務所。以下同じ。）へ提出しなければならない。

### (個人情報の提供)

第6 総合事務所長又は農林事務所長は、個人情報の提供について依頼のあった場合は、蜜蜂飼育者の同意のあったものについて、提供するものとする。

### (遵守義務)

第7 個人情報の提供を受けた者は、次の各号を遵守するものとする。

- (1) 提供を受けた個人情報を、第3以外の目的に利用してはならない。
- (2) 提供を受けた個人情報を、その蜜蜂飼育者の同意なしに第三者に提供してはならない。

(罰則)

第8 本要領により個人情報の提供を受けた者で、本要領の目的以外に個人情報を利用した場合は、鳥取県個人情報保護条例第46条の規定による。

附則

- 1 この要領は、平成28年1月12日から適用する。
- 2 この要領は、平成29年1月1日から施行する

(様式第1号)

## 蜜蜂の飼育に係る情報の提供について（依頼）

平成 年 月 日

地方事務所長 様

所在地 \_\_\_\_\_

団体名(代表者名) \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

鳥取県蜜蜂飼育者の個人情報の取扱いに関する要領第5に基づき、下記のとおり申請します。

提供された個人情報は、下記の目的以外には使用いたしません。

### 記

項目	詳細
利用目的 (具体的に記載すること)	
地域の範囲	市町村名 ( 市・町・村 ) ・ 地方事務所管内
個人情報の内容 (必要なものを○印)	氏名 ・ 住所 ・ 電話番号 ・ 飼育場所 ( 転飼場所 ) ・ 飼育期間 ・ 蜂群数
備考 (農薬の散布期間等)	